



技 第 5 2 8 号
平成28年12月20日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林振興センター所長
各水産事務所長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部長
(技術管理課)

NTT架空ケーブルへの防護管設置に係る費用の積算について（通知）

NTT架空ケーブルへの防護管設置費用については、これまでNTTが無償で設置していましたが、この度、NTT西日本島根支店長から別添写しのとおり費用負担を求める旨の協議があったことから、該当する費用については、下記のとおり積算方法を定めて費用負担に応じることとしますので、関係職員に周知してください。

なお、各市町村へは別途文書を参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事（建築工事は除く）

2. 適用

平成29年1月1日以降に、防護管の設置をNTTへ申請する工事

3. 積算方法

別紙1「NTT架空ケーブル防護管設置に係る費用積算方法」のとおり

4. その他

本通知文は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータル
のライブラリ」に登録します。なお、登録先は下記のとおりです。

「土木部-技術管理課-01-03-354【設計積算基準関連通知】NTT架空ケーブルへの防護管設置
に係る費用の積算について」

土木部 技術管理課
土木設計基準グループ 秦・田中
農林設計基準グループ 野津・西山
無線 8-300-2-5941/5942

NTT架空ケーブル防護管設置に係る費用積算方法

1. 防護管設置対象について

- (1) 建設機械のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等によりNTT架空ケーブル（家屋等への引込線を含む）への接触・切断の可能性があると思われる場合※

※別紙2を参照のこと。

2. NTT防護管設置費用について

- (1) NTT架空ケーブルへの防護管設置費用については、受注者からの協議により施工条件から判断しその必要性が認められる場合には、設計計上することとする。ただし、受注者の都合により防護管を設置する場合の費用は、設計計上の対象としない。また、島根県の管理区域内（県の所有地内及び所有地ではないが県が管理している区域内）で防護管を設置する場合の費用は、NTTの負担として設計計上の対象としない※。

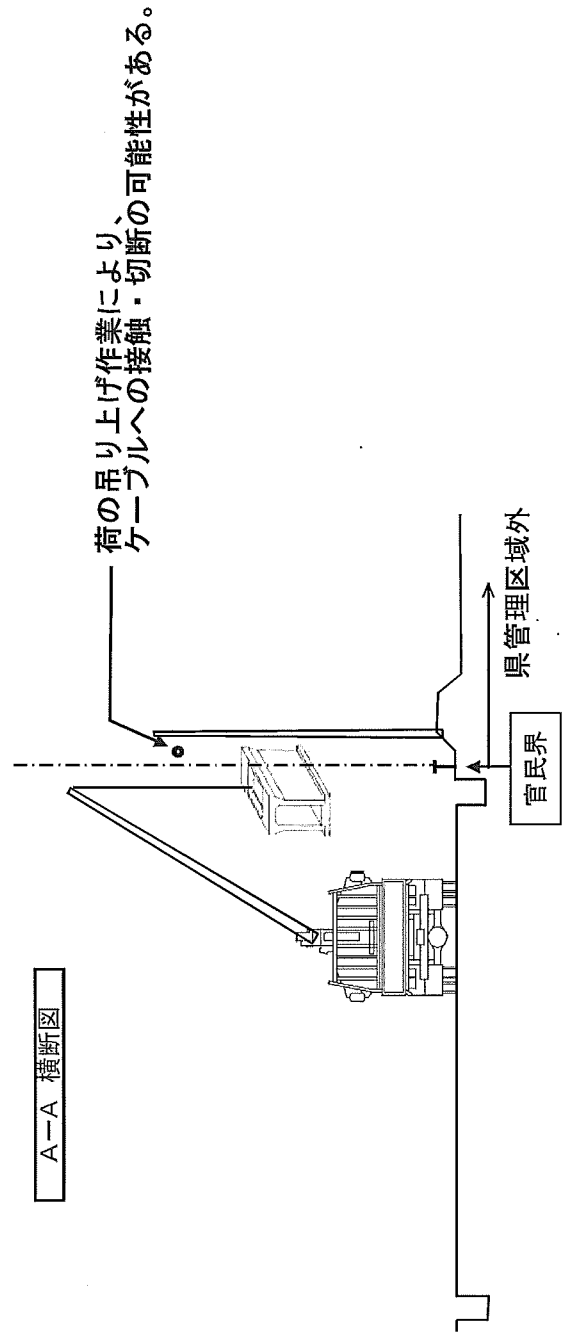
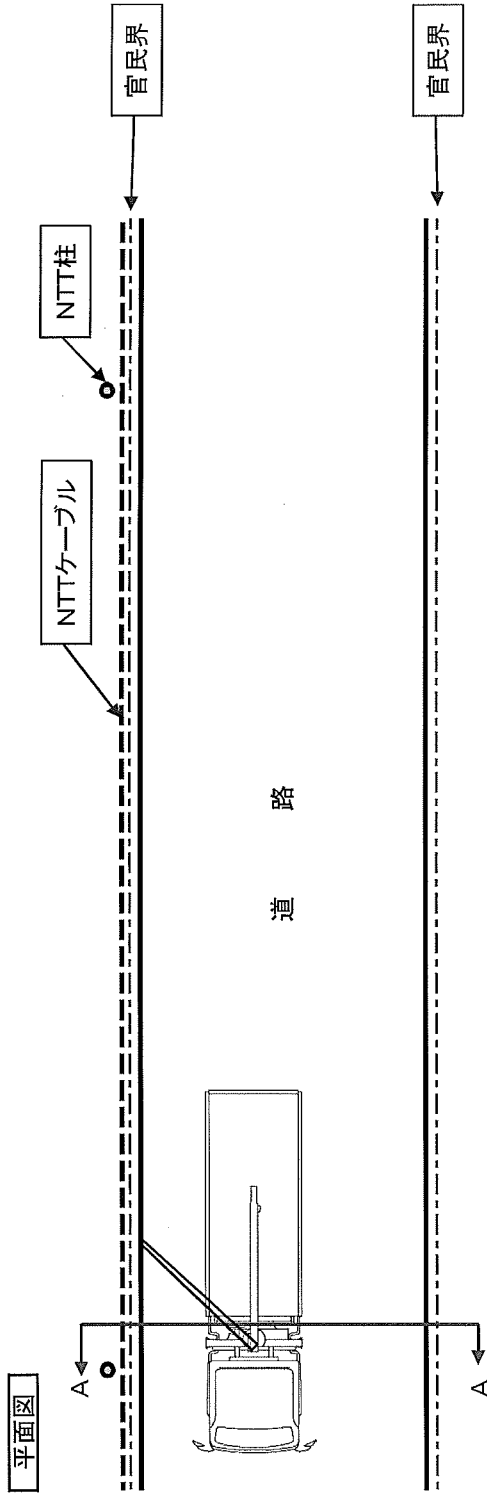
※別紙3を参照のこと。

- (2) 設計計上する費用については、受注者に対し見積徴収を行い、設計変更で対応することとし、工事費の共通仮設費の安全費の積上げ分として「NTTケーブル防護管設置工1式」とし計上する。ただし、当該費用については、現場管理費の対象外とし、一般管理費等の対象とする。

3. 留意事項について

- (1) NTTへの防護管設置の依頼は受注者が行うこととする。
- (2) NTT架空ケーブルへの防護管設置費用については、作業に伴う交通誘導員の費用も含むこととする。
- (3) NTT架空ケーブルへの防護管設置に係る下請負人通知書の提出は不要とする。

NTT架空ケーブル（家屋等への引込線を含む）への接触・切断の可能性がある場合（イメージ図）



管理区域（無償）及び管理区域外（有償）の区分

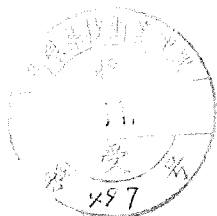
【事例別参考】

- ケース1 ⇒管理区域（無償）
・用地買収等により県が所有する土地
- ケース2 ⇒管理区域（無償）
・用地買収等を予定し県の所有地となることが確定している土地
- ケース3 ⇒管理区域外（有償）
・工事用仮設道路（工事用車両のみ通行し、道路法による道路でない場合）として
県が借地した土地
- ケース4 ⇒管理区域外（有償）
・工事用仮設道路（工事用車両のみ通行し、道路法による道路でない場合）として
受注者が借地した土地
- ケース5 ⇒管理区域外（有償）
・一般道路の迂回路（仮設道路であるが、道路法による道路として一時的に道路区
域となる場合）として県が借地した土地
- ケース6 ⇒管理区域外（有償）
・工事用進入路として利用する県道以外の道路
- ケース7 ⇒管理区域（無償）
・道路区域、河川区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、
港湾区域、港湾隣接区域、海岸保全区域、漁港区域、保安林区域、その他の法律
で指定された区域であって、県が管理している区域
- ケース8 ⇒管理区域外（有償）
・県が事業主体となり農業農村整備事業（ほ場整備事業等）で整備する区域

※ 上表で設計計上の対象とするのは、管理区域外（有償）において、受注者との協議により、施工条件から判断して防護管設置の必要性が認められるもの。

(別添)

写



西島支設 第 324 号
2016年11月22日

島根県知事 様
(島根県農林水産部)
(島根県土木部)

N T T 西日本島根支店長



弊社架空ケーブルの防護措置に係る費用負担について (協議)

島根県農林水産部・土木部が発注される建設工事（建築工事は除く）における弊社ケーブル等の防護管設置費用については、これまで無償にて弊社が設置しておりましたが、今後以下のとおりにて費用を負担いただくことについて協議します。

記

1. 開始時期について
平成29年1月1日弊社受付分より
2. 費用負担の扱いについて
 - 島根県様の管理区域外にある弊社ケーブル等について、島根県様が発注する工事等にて防護措置が必要となった場合は、防護管等設置費用を負担いただきます。
 - 島根県様の管理区域内にある弊社ケーブル等について、島根県様が発注する工事等にて防護措置が必要となった場合は、防護管等設置費用を弊社が負担します。
 - ・上記の「管理区域」とは、島根県様所有地に加え、管理されている区域を含みます。あわせて、道路、河川等種別の限定はいたしません。
3. 費用請求の処理について
費用負担いただく場合の弊社からの請求先は工事施工されます建設業者様とします。
4. その他
島根県農林水産部・土木部以外の部局様とは、別途協議させていただきます。

第三者要因における ケーブルカバー取付けの有償化について

西日本電信電話株式会社
島根支店

NTTフィールドテクノ中国支店
島根営業所

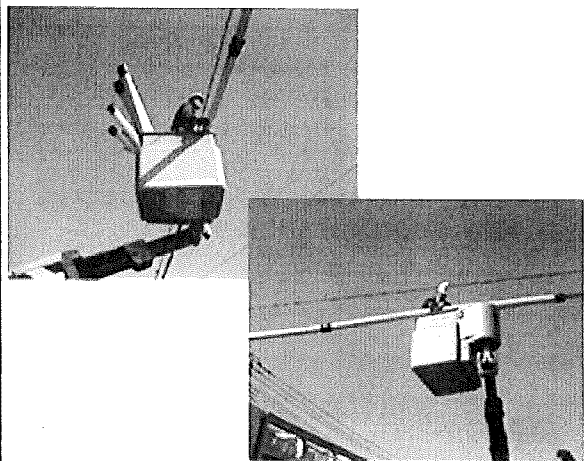
1. 背景

これまで第三者要因におけるケーブルカバー取付けについて、設備保全上、安全を確保するため、弊社が無償で対応してまいりました。

このたび、以下の「原因者負担の原則」の考え方にに基づき、第三者要因におけるケーブルカバー取付けについて原則費用請求を実施させていただくことといたします。

ケーブルカバーとは

工事現場等で工事用車輛（クレーン車等）が作業中にケーブルを損傷することの予防策として、事前に防護カバーを取付けています。これによりケーブルの切断等を防止できる訳ではなく、そこにケーブルがあるという目印として注意を喚起しています。



ケーブルカバー取付けの基本的な考え方

部外工事に伴う弊社架空設備へのケーブルカバーの取付け（外し）については、当該工事の請負会社様等の要請に基づき、弊社が原則無償で対応しているのが現状です。

一方、下記法令に基づき、土木工事等の際には、工事発注者・施工業者様は架空線等上空施設に対する保安上必要な措置を行うことが義務付けられています。

- ① 民法709条
- ② 建設業法第28条、土木工事安全施工技術指針（平成21年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）、
- ③ 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日 建設省経建発第1号）

なお工事会社様等から弊社へのケーブルカバー取付け（外し）の要請は、近年増加の傾向にあります。

以上のことから、今後は、工事発注者・施工業者様等から弊社架空設備へのケーブルカバー取付け（外し）に関するご依頼があった場合には、「原因者負担の原則」に基づき、当該作業に要した費用を工事発注者・施工業者様へ原則、ご負担いただくことをお願いさせていただきます。